

受動喫煙防止対策助成事業について、労働局に対して、事業実績報告書の審査の際に領収書の金額が正しいことを証する書面を事業主から提出させるなどしてその内容を十分に確認させるとともに、喫煙室等の運用を適切に行うことなどについて事業主に対して周知徹底を図ったり、喫煙室等の設置後に実効性のある追跡調査を実施したりすることを指示して、助成金の交付が適正に行われるなどするよう改善させたもの

過大となっていた助成金相当額(1)(支出)	624万円
運用が適切に行われていなかった喫煙室等に係る助成金相当額(2)(支出)	7086万円
無断で譲渡するなどしていた喫煙室等の財産処分時点の残存価額(3)(支出)	1240万円
(1)、(2)及び(3)の計(支出)	8950万円

1 受動喫煙防止対策助成事業の概要等

(1) 受動喫煙防止対策助成事業の概要

厚生労働省は、中小企業事業主が、その事業場の室内及びこれに準ずる環境において、労働者が他人のたばこの煙を吸わされること(事業場内受動喫煙)を防止するための対策を推進することを目的として、平成23年度から、受動喫煙防止対策助成金交付要綱、受動喫煙防止対策助成金交付要領(交付要領)等(これらを「交付要綱等」)に基づき、受動喫煙防止対策助成事業(助成事業)を実施している。助成事業は、事業場内受動喫煙を防止するために喫煙室、屋外喫煙所等(これらを「喫煙室等」)の設置等(助成対象事業)を行った中小企業事業主(事業主)に対して、受動喫煙防止対策助成金(助成金)を交付するものである。交付要綱等によれば、助成事業の対象となる喫煙室及び屋外喫煙所は、喫煙のための専用の室等とされており、当該室等で飲食等の喫煙以外のことを行うことは認められないとされている。

(2) 事業実績報告書の審査等

交付要綱等によれば、事業主は助成対象事業を完了したときは助成対象経費の支払に係る領収書の写しなどを添付した事業実績報告書を都道府県労働局長(労働局長)に提出することとされており、労働局長は、事業実績報告書に記載された助成対象経費と領収書の金額との整合がとれているかを確認するなど、提出された事業実績報告書の審査等を行うこととされている。また、事業主は、事業実績報告書等の根拠となる詳細な資料(証拠書類等)について、助成対象事業の完了した日の属する年度(事業完了年度)の終了後5年間を経過するまで、これを保存しなければならないとされている。

(3) 助成対象事業完了後の喫煙室等の取扱い

交付要綱等によれば、事業主は、助成対象事業により取得するなどした喫煙室等の財産については、助成対象事業の完了後においても、助成金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないなどとされている。また、事業主は、助成対象事業において取得した不動産及びその従物並びに助成対象事業において取得するなどした価格が30万円以上の機械及び重要な器具については、事業完了年度の終了後5年間(処分制限期間)を経過するまでに、助成金交付の目的に反して使用し、譲渡し、取り壊すなど(これらの行為を「財産処分」)する場合は、労働局長の承認を受けることとされている。そして、労働局長は、財産処分の承認に当たっては、財産処分を行う喫煙室等に係る助成金額に、処分制限期間に対する処分制限期間から経過年数を差し引いた年数の割合を乗じて得た額(残存価額)を国庫納付する条件を付すことなどとなっている。また、交付要綱等によれば、都道府県労働局(労働局)は、助成金により設置された喫煙室等の適正な運用のため、喫煙室等の運用状況等の確認等(追跡調査)を処分制限期間内に少なくとも1回実施することとされており、追跡調査の調査日については処分制限期間が経過した時点から遡って6か月以内に設定することが望ましいなどとされている。追跡調査の具体的な手法については、事業主から喫煙室等の現状についての報告書を労働局に提出させて、労働局において、報告された内容に基づき、不適切な喫煙室等の運用の有無等を確認することなどとされている。

2 検査の結果

25年度から29年度までの間に全国47労働局管内で実施された助成事業2,463件(助成金交付額計25億2509万円)を対象に検査した。

(1) 助成金が過大に交付されていた事態

事業主が、事業実績報告書に記載した助成対象経費よりも低額で助成対象事業を実施するなどしていたにもかかわらず、支払の事実と異なる領収書の写しを添付した事業実績報告書を労働局に提出していて、助成金が過大に交付されていた事態が20労働局において33件見受けられた(助成金相当額計624万円)。

そして、20労働局は、交付要綱等において事業実績報告書に記載された助成対象経費等について領収書以外の証拠書類等と整合がとれているか確認することとされていないことから、証拠書類等による確認を十分に行っていなかった。

(注1) 20労働局 北海道、山形、茨城、栃木、埼玉、東京、石川、福井、長野、岐阜、静岡、愛知、京都、大阪、兵庫、和歌山、福岡、佐賀、鹿児島、沖縄各労働局

(2) 喫煙室等の運用が適切に行われていなかったなどの事態

ア 喫煙室等の運用が適切に行われていなかった事態

事業主が喫煙室及び屋外喫煙所に飲食を目的とする飲料自販機や冷蔵庫を設置するなどして、喫煙室等の運用が事業場内受動喫煙の防止対策を推進するという助成金交付の目的に従って適切に行われていなかった事態が66件見受けられた(助成金相当額計7086万円)。

イ 労働局に無断で喫煙室等を譲渡するなどしていた事態

事業主が、処分制限期間内であるにもかかわらず、労働局長の承認を受けずに無断で喫煙室等を譲渡したり取り壊したりしていた事態が31件見受けられた(喫煙室等の財産処分時点における残存価額計1240万円)。

そして、ア及びイの事態計97件が見受けられた32労働局のうち27労働局における83件については、追跡調査の調査日が事業完了年度の終了から5年目に設定されており、追跡調査が実施される前に、喫煙室等の運用が適切に行われていなかったなどの事態が生じていた。また、財産処分の時期が把握できたイの31件についても、喫煙室等が完成してから平均2年11か月で財産処分が行われており、これらを踏まえると、事業完了年度の終了から5年目に実施する追跡調査では、不適切な喫煙室等の運用の有無等を適時適切に把握できているとはいえず、労働局における追跡調査の実施が実効性のあるものとなっていないと認められた。

(注2) 32労働局 北海道、青森、岩手、宮城、山形、茨城、栃木、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、富山、石川、福井、長野、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、島根、広島、山口、香川、高知、福岡、長崎、大分、宮崎、鹿児島各労働局

(注3) 27労働局 北海道、青森、岩手、山形、茨城、栃木、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、富山、石川、長野、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、島根、広島、香川、高知、長崎、大分、鹿児島各労働局

3 厚生労働省が講じた改善の処置

同省は、令和元年8月までに、労働局に対して、過大に交付されていた助成金及び事業主が労働局に無断で譲渡するなどしていた喫煙室等の残存価額の返還の処置を執らせたり、事業主に対して、喫煙室等を助成金交付の目的に従った運用に改めさせたりするとともに、通達を発するなどして次のような処置を講じた。

ア 交付要領等を改正するなどして、事業実績報告書の審査の際に領収書の金額が正しいことを証する書面を事業主から提出させるなどして労働局にその内容を十分に確認させることとした。

イ 労働局に対して、喫煙室等の運用を助成金交付の目的に従って適切に行うこと及び適正な手続により財産処分を行うことについて、事業主に対して周知徹底を図ることを指示した。

ウ 労働局に対して、今後は、喫煙室等の設置後おおむね1年を経過するごとに、その運用状況等を確認するなど実効性のある追跡調査を実施することを指示した。